様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 ２０２５年２月９日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃしすこむ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社シスコム  （ふりがな） いわなが みつひろ  （法人の場合）代表者の氏名 代表取締役 　岩永 満宏  住所　〒802-0084  福岡県北九州市小倉北区香春口１丁目１３番１号  法人番号　2290801006818  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | シスコム基本理念 | | 公表日 | 更新日　２０２５年１月２９日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ  <https://www.syscomhouse.com/comp02.html> | | 記載内容抜粋 | 業界内におけるオピニオンリーダー的存在を目指す  顧客至上主義を念頭に、顧客との共存共栄を目指す  活きるを尊厳し、責任ある行動と自己改革を目指す  人の縁・輪を尊重し、相互の人格形成向上を目指す  社会の一員として、社会に対し貢献する事を目指す  私たちは、昭和63年3月創業以来、お客様をはじめ多くの諸先輩方、同業者、仕入事業者、そしてスタッフの皆様に数多くのチャンスをいただき、また支えていただきましたこと、深く感謝を申し上げます。  少数精鋭のチームだからこそできる、次世代へ引き継げる取り組みとして事業価値を高め、その成果をお客様にフィードバックできるDX推進に務めて参ります。マイクロソフト社のWindows98以降、コンピュータの世界は一変するような勢いで進化しておりますが、日々最新技術にアップデートして皆様のお役に立てるよう日々研鑚します。  めまぐるしく進化する情報社会であるからこそ、長年に渡り蓄積したノウハウを発展させることで、お客様に寄与できるＩＴパートナー企業を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ５カ条の基本理念を朝礼で唱和している。  基本理念は、取締役会の決議に基づきます。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | a) ＤＸ推進の取組  b) 組織図 | | 公表日 | a) 更新日　２０２５年１月２９日  b) 更新日　２０２５年１月２９日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | a) ホームページ\_ＤＸ推進の取組 <https://www.syscomhouse.com/dxpromotion.html>  b) ホームページ\_組織図 <https://www.syscomhouse.com/organization.html> | | 記載内容抜粋 | 社内ＤＸの仕組みを自社ハードウェア保有のコンテナターミナル統合管理システムに組み入れ、お客様がクラウド上で入力するデジタルデータ及び同じく自社保有のＩｏＴ装置を通して自社ソフトウェアで処理することでお客様にアウトプットデータをご提供しております。  自社開発した支援ツールを社内で活用し自社のＤＸを推進するとともに、問題点、改善点等をデータ分析し製品化、市場の展開を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の承認を受けて事業を推進している。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 組織図 | | 記載内容抜粋 | 当社は少数精鋭型の技術集団を形成しています。エンジニア一人ひとりが、打ち合わせから要件定義、設計、プログラミング、設定、メンテナンスまで一貫した顧客対応ができる育成を行っています。この一貫した業務従事スタイルを研鑽することで、社内システムを題材として常に最新技術情報をアップデートしています。  DX推進担当は、社内システムの初期登録を含む運用状況管理、拡張要望等の取りまとめを取締役会に報告し、取締役会で承認されたDX推進に係わる計画の導入・実施を担います。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ＤＸ推進の取組\_ | | 記載内容抜粋 | 自社開発のＳＳ（シスコムシステム）は、売上請求管理システム（請求書発行時の承認システム）として２００５年４月より稼働しました。  そして、２０１４年４月よりＳＳ２にアップグレードし、仕入発注管理、原価管理（担当者毎での粗利案分設定）が機能アップしました。これにより、当社の人事考課制度（賃金制度を含む）の粗利実績評価額自動算出に利用ができるようになりました。また、ネットワークセキュリティを構築することで外部の当社端末からＳＳ２に接続することが可能となり、少人数体制での事業運営する上で必要となっていたテレワーク環境が実現しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | みなとSDGsパートナー登録申請書 | | 公表日 | ２０２４年９月３０日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.syscomhouse.com/sustainability_form3_20240825.pdf> | | 記載内容抜粋 | コンテナターミナルに海上コンテナを搬出入するトラック渋滞緩和による燃料消費量削減  【目標】導入前後で燃料消費量1％削減  コンテナターミナルのストラドルキャリアのコンテナ１本あたり荷役平均作業時間を削減  【目標】導入前後で平均時間18％削減  システムを操作するセンター人員の作業時間（のべ時間）を短縮  【目標】導入前後でのべ時間3割削減  （補足説明）  指標の確認は、現地稼働状況を実測による確認し、社内およびステークホルダーに随時報告を行います。この実績値は自社システムで自動解析します。この指標に関する集計は自社業務であり、ＤＸにより社内スタッフの生産性向上を実現しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 更新日　２０２５年１月２９日 | | 発信方法 | ホームページ  <https://www.syscomhouse.com/comp02.html?6WBGbPR69Gtb> | | 発信内容 | 私たちは、昭和63年3月創業以来、お客様をはじめ多くの諸先輩方、同業者、仕入事業者、そしてスタッフの皆様に数多くのチャンスをいただき、また支えていただきましたこと、深く感謝を申し上げます。  少数精鋭のチームだからこそできる、次世代へ引き継げる取り組みとして事業価値を高め、その成果をお客様にフィードバックできるDX推進に務めて参ります。マイクロソフト社のWindows98以降、コンピュータの世界は一変するような勢いで進化しておりますが、日々最新技術にアップデートして皆様のお役に立てるよう日々研鑚します。  めまぐるしく進化する情報社会であるからこそ、長年に渡り蓄積したノウハウを発展させることで、お客様に寄与できるＩＴパートナー企業を目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２３年６月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標」による自己分析を行い、ＩＰＡの自己診断結果入力サイトに提出を行っている。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２３年１２月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ基本方針を作成、公表  SECURITY ACTION 二つ星宣言を行った。  福岡県サイバー対策協議会と連携をとりながら業務を推進しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。